

書籍訂正情報

## 〈2021年版〉出る順社労士 必修基本書

(2021/07/30 現在)

弊社が出版いたしました書籍「2021年版 出る順社労士 必修基本書」におきまして以下の訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、書籍の訂正をお願いいたします。

- 
- ・ 2020/11/06 更新分… p. 1～5
  - ・ 2021/01/08 更新分… p. 5～7
  - ・ 2021/02/19 更新分… p. 8～9
  - ・ 2021/03/19 更新分… p. 9
  - ・ 2021/05/07 更新分… p. 10～14
  - ・ 2021/05/31 更新分… p. 14
  - ・ 2021/07/02 更新分… p. 15
  - ・ 2021/07/09 更新分… p. 15
  - ・ 2021/07/14 更新分… p. 16
  - ・ 2021/07/30 更新分… p. 16～17
- 

### 【2020/11/6 更新分】

#### ①労働科目（第1分冊）

	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P581 1つ目の「▶」 2行目	・・・、1日の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるもの（ <u>1日の所定労働時間が4時間以下の労働者</u> ）以外の者は、原則として、厚生労働省令で定める1日未満の単位で取得することができる（法16条の2第2項・則33条）。	・・・、1日の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるもの <u>以外の者は</u> 、原則として、厚生労働省令で定める1日未満の単位で取得することができる（法16条の2第2項）。 <b>改正</b>

	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P581 POINT *11 1つ目の「□」	□「 <u>厚生労働省令で定める1日未満の単位</u> 」は、原則として、・・・	(※全文削除し、下記に差替)

□時間単位で取得する子の看護休暇1日の時間数は、1日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には、1年間における1日平均所定労働時間数とし、1日の所定労働時間数又は1年間における1日平均所定労働時間数に1時間に満たない端数がある場合は、1時間に切り上げる）とする（則34条2項）。**改正**

□子の看護休暇の時間単位取得ができない者である「1日の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるもの」は、現在規定されていないため、1日の所定労働時間の長さにかかわらず、子の看護休暇を時間単位で取得できる。**改正**

	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P582 「▶」 2行目	・・・、1日の所定労働時間が短い労働者として <u>厚生労働省令で定めるもの（1日の所定労働時間が4時間以下の労働者）</u> 以外の者は、原則として、厚生労働省令で定める1日未満の単位で取得することができる（法16条の5第2項）。	・・・、1日の所定労働時間が短い労働者として <u>厚生労働省令で定めるもの以外の者は</u> 、原則として、厚生労働省令で定める1日未満の単位で取得することができる（法16条の5第2項）。 <b>改正</b>

	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P582 <b>POINT *14</b> 1つ目の「□」	□「 <u>厚生労働省令で定める1日未満の単位</u> 」は、原則として、・・・	(※全文削除し、下記に差替)

□時間単位で取得する介護休暇1日の時間数は、1日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には、1年間における1日平均所定労働時間数とし、1日の所定労働時間数又は1年間における1日平均所定労働時間数に1時間に満たない端数がある場合は、1時間に切り上げる）とする（則40条2項）。**改正**

□介護休暇の時間単位取得ができない者である「1日の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるもの」は、現在規定されていないため、1日の所定労働時間の長さにかかわらず、介護休暇を時間単位で取得できる。**改正**

	訂正箇所	訂正後
改正	P634 [障害者雇用率] 表	(※下記に差替)

**[障害者雇用率] 改正**

	本則上の雇用率
一般事業主 <b>平7択 平12択 平14択</b>	100分の2.3
特殊法人	100分の2.6

	訂正箇所	訂正前	訂正後
改正	P634 参考 *3 1つ目の「□」 2行目	・・・、国又は地方公共団体については <u>100 分の 2.6</u> (当分の間 <u>100 分の 2.5</u> )、都道府県教育委員会等については <u>100 分の 2.5</u> (当分の間 <u>100 分の 2.4</u> ) とされている (法 38 条、令 2 条、平 29 令附則 2 項)。	・・・、国又は地方公共団体については <u>100 分の 2.6</u> 、都道府県教育委員会等については <u>100 分の 2.5</u> とされている (法 38 条、令 2 条)。 改正
改正	P634 POINT *4 3つ目の「□」 1行目	・・・、一般事業主にあつては <u>45.5</u> 人以上、特殊法人にあつては <u>40</u> 人以上であるときは、 <u>障害者雇用推進者</u> を選任するように努めなければならない (法 78 条 2 項、則 7 条、則 37 条)。	・・・、一般事業主にあつては <u>43.5</u> 人以上、特殊法人にあつては <u>38.5</u> 人以上であるときは、 <u>障害者雇用推進者</u> を選任するように努めなければならない (法 78 条 2 項、則 7 条、則 37 条)。 改正 平25選
改正	P634 POINT *4 4つ目の「□」 1行目	□一般事業主の場合の 100 分の <u>2.2</u> 以上とは、労働者 <u>45.5</u> 人につき 1 人以上ということになるから、労働者を <u>45.5</u> 人以上雇用する事業主に対象障害者の雇用義務が発生することとなる。 平4択	□一般事業主の場合の 100 分の <u>2.3</u> 以上とは、労働者 <u>43.5</u> 人につき 1 人以上ということになるから、労働者を <u>43.5</u> 人以上雇用する事業主に対象障害者の雇用義務が発生することとなる。 改正 平4択
改正	P635 (4) 障害者の雇用状況の報告 (法 43 条 7 項、則 7 条、則 8 条) 1行目	事業主 (その雇用する労働者の数が一般事業主は常時 <u>45.5</u> 人以上、特殊法人は <u>40</u> 人以上である事業主に限る) は、毎年 1 回、 <u>6 月 1 日</u> 現在における <u>対象障害者</u> の雇用状況を翌月 15 日までに、その主たる事務所の所在地を管轄する <u>公共職業安定所</u> に報告しなければならない。	事業主 (その雇用する労働者の数が一般事業主は常時 <u>43.5</u> 人以上、特殊法人は <u>38.5</u> 人以上である事業主に限る) は、毎年 1 回、 <u>6 月 1 日</u> 現在における <u>対象障害者</u> の雇用状況を翌月 15 日までに、その主たる事務所の所在地を管轄する <u>公共職業安定所</u> に報告しなければならない。 改正 平25選

## ②社会保険科目（第2分冊）

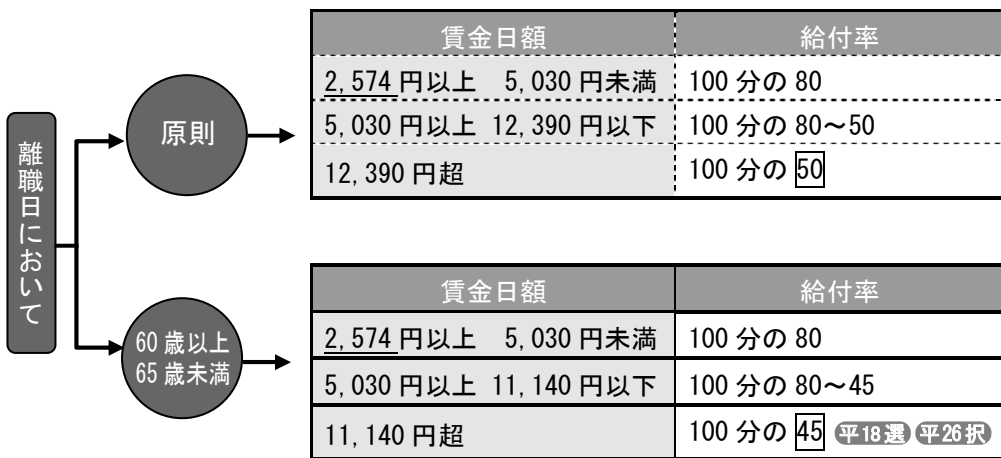
	訂正箇所	訂正後
訂正	P529 前ページから続く「社会保障制度の沿革」の「平成31年(令和元年)」	(※最後尾に下記を追加) <u>○年金生活者支援給付金支給法の施行</u>
訂正	P529 前ページから続く「社会保障制度の沿革」の「令和2年」	(※最後尾から下記を削除) <u>○年金生活者支援給付金支給法の施行</u>

## 【2021/01/08 更新分】

## ①労働科目（第1分冊）

	訂正箇所	訂正後
訂正	P160 (1)設置(法17条1項、令8条)表の項目欄	※「使用労働者数」と「業種」が逆となっているため、左側を「業種」、右側を「使用労働者数」に訂正願います。

	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P374 (2)賃金日額の下 限額(法 17 条 4 項 1 号ほか)	賃金日額の下限額は、 <u>2,510</u> 円とされている。	賃金日額の下限額は、 <u>2,574</u> 円とされている。
	訂正箇所	訂正後	
訂正	P376 [賃金日額と給 付率の関係] 図	下記に差し替え (※下線部が訂正部分)	



	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P431 ▶❸不支給となる場合 2行目	80/100(2,008円)相当額の場合	80/100(2,059円)相当額の場合
訂正	P434 ▶❸不支給となる場合 2行目	80/100(2,008円)相当額の場合	80/100(2,059円)相当額の場合

## ②社会保険科目（第2分冊）

	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P243 (3)申請全額免除(法90条、則77条の2) 1行目	次の❶から❺のいずれかに該当する被保険者又は被保険者であった者(以下「被保険者等」という)から申請があったときは、・・・	次の❶から❹のいずれかに該当する被保険者又は被保険者であった者(以下「被保険者等」という)から申請があったときは、・・・
訂正	P243 (3)申請全額免除(法90条、則77条の2) 1つ目の「▶」 1行目	ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の❶から❺のいずれにも該当しないときは、・・・	ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の❶から❹のいずれにも該当しないときは、・・・

## 【2021/2/19 更新分】

## ①労働科目（第1分冊）

	訂正箇所	訂正前	訂正後
改正	P374 (2) 賃金日額 の下限額 (法 17 条 4 項 1 号ほか) 1 行目	賃金日額の下限額は、 <u>2,510</u> 円とされている。	賃金日額の下限額は、 <u>2,574</u> 円とされている。
改正	P374 (2) 賃金日額 の上限額 (法 17 条 4 項 2 号ほか) 表 「離職日におけ る年齢」が「30 歳未満」の「賃 金日額の上限 額」	<u>13,700</u> 円	<u>13,690</u> 円  ※他の年齢帯においては改 正はございません。
改正	P377 (3) 基本手当 の減額 (法 19 条ほか) ① 1 行目	① 収入の 1 日分に相当する 額から控除額 ( <u>1,306</u> 円) を 控除した額と・・・	① 収入の 1 日分に相当する 額から控除額 ( <u>1,312</u> 円) を 控除した額と・・・
改正	P428 (1) 支給要件 (法 61 条 1 項・ 2 項) ③ 1 行目	③ 支給対象月に支払われ た賃金の額が支給限度額 ( <u>365,114</u> 円) 未満である こと	③ 支給対象月に支払われ た賃金の額が支給限度額 ( <u>365,055</u> 円) 未満である こと



	訂正箇所	訂正前	訂正後
改正	P432 ⑤ 1行目	⑤ 再就職後の支給対象月において支払われた賃金の額が、支給限度額(365,114円)未満であること	⑤ 再就職後の支給対象月において支払われた賃金の額が、支給限度額(365,055円)未満であること

**【2021/3/19 更新分】**

②社会保険科目（第2分冊）

	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P356 4つ目の「▶」 1行目	▶支給停止基準額が老齢 厚生年金の額（加給年金額、 繰下げ加算額及び経過 的加算額を除く）以上 であるときは、・・・	▶支給停止基準額が老 齢厚生年金の額（加給 年金額、繰下げ加算額 及び経過的加算額を除 く）以上であるとき は、・・・

## 【2021/05/07 更新分】

## ①労働科目（第1分冊）

	訂正箇所	訂正前	訂正後
改正	P274 常時介護の 上限額	<u>166,950円</u> ※同ページの上記金額 をすべて訂正してく ださい（全2箇所）。	<u>171,650円</u>
改正	P274 随時介護の 上限額	<u>83,480円</u> ※同ページの上記金額 をすべて訂正してく ださい（全1箇所）。	<u>85,780円</u>
改正	P274 常時介護の 最低保障額	<u>72,990円</u> ※同ページの上記金額 をすべて訂正してく ださい（全5箇所）。	<u>73,090円</u>
改正	P301 発展*12 1～2行目	<u>障害補償年金、複数事業労働者障害補償年金若しくは障害年金又は傷病補償年金、複数事業労働者傷病年金若しくは傷病年金の受給権者のうち、厚生労働大臣が番号利用法（マイナンバー法）の規定により当該報告書と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、・・・</u>	<u>厚生労働大臣が番号利用法（マイナンバー法）の規定により当該報告書と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、・・・</u>

	訂正箇所	訂正後
改正	P329 前ページから続く①一人親方その他の自営業の者及びその事業に従事する者 (一人親方等)	「(g) 船員法 1 条に規定する船員が行う事業」の後に下記(h)、(i)を追加

(h) 柔道整復師法第 2 条に規定する柔道整復師が行う事業

(i) 高年齢者の雇用の安定等に関する法律第 10 条の 2 第 2 項に規定する創業支援等措置に基づき、同項第 1 号に規定する委託契約その他の契約に基づいて高年齢者が新たに開始する事業又は同項第 2 号に規定する社会貢献事業に係る委託契約その他の契約に基づいて高年齢者が行う事業であって、厚生労働省労働基準局長が定めるもの

	訂正箇所	訂正後
改正	P329 ②特定の作業に従事する者であって労働者以外の者(特定作業従事者)	「(e) <u>介護</u> 関係業務に係る作業 等」の後に下記(f)、(g)を追加

(f) 放送番組(広告放送を含む)、映画、寄席、劇場等における音楽、演芸その他の芸能の提供の作業又はその演出若しくは企画の作業であって、厚生労働省労働基準局長が定めるもの

(g) アニメーションの制作の作業であって、厚生労働省労働基準局長が定めるもの

	訂正箇所	訂正前	訂正後
改正	P391 行政手引*45 1~2行目	・・・、 <u>原則として3箇月とされている。</u>	・・・、 <u>自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇されたときは原則として3箇月、正当な理由がなく自己の都合によって退職したときは原則として2箇月とされている。</u>
改正	P483 <b>4</b> 雇用保険率 (法12条4項) 1行目	・・・、令和 <u>2</u> 年4月1日から1年間については、・・・	・・・、令和 <u>3</u> 年4月1日から1年間については、・・・
改正	P613 (2) 派遣禁止業務 (法4条、令2条) 1つ目の「▶」 <b>3</b>	<b>3</b> <u>医療関係業務のうち医師法に規定する医業</u> について、 ・・・	<b>3</b> <u>医師、看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師及び診療放射線技師が行う医療関連業務</u> について、・・・。

## ②社会保険科目 (第2分冊)

	訂正箇所	訂正前	訂正後
改正	P51 発展*6 4つ目の「□」 1行目	□任意継続被保険者は、 <u>氏名又は住所</u> を変更したときは、5日以内に、変更前及び変更後の <u>氏名又は住所</u> を保険者に届け出なければならない (則44条)。	□任意継続被保険者は、 <u>個人番号、氏名又は住所</u> を変更したときは、5日以内に、変更前及び変更後の <u>個人番号、氏名又は住所</u> を保険者に届け出なければならない (則44条)。

	訂正箇所	訂正前	訂正後
改正	P60 (2) 受給方法 (法 63 条 3 項、 則 53 条) 2 行目	・・・、次のいずれかの病院、 診療所又は薬局のうち <u>自己の 選定するものに被保険者証等 を提出しなければならない。</u>	・・・、次のいずれかの病院、 診療所又は薬局のうち <u>自己 の選定するものから、電子資 格確認その他厚生労働省令 で定める方法（「電子資格確 認等」という）により、被保 険者であることの確認を受 け、療養の給付を受けるもの とされている。</u>
改正	P192 参考 * 16 1 つ目の「□」	□令和 2 年度における改定率 は、 <u>1.001</u> である	□令和 3 年度における改定 率は、 <u>1.000</u> である
改正	P243 (3) 申請全額 免除（法 90 条、 則 77 条の 2） ③ 3 行目	・・・、当該保険料を納付す ることを要しないものとすべ き月の属する年の前年の所得 が政令で定める額（ <u>125 万円</u> 以下）あるとき（令 6 条の 8）。	・・・、当該保険料を納付す ることを要しないものとすべ き月の属する年の前年の所得 が政令で定める額（ <u>135 万円</u> 以下）あるとき（令 6 条の 8）。
改正	P243 発展 * 13 2 行目	・・・、扶養親族等の数に 1 を加えた数を 35 万円に乘じ て得た額に <u>22 万円</u> を加算し た額である（令 6 条の 7）。	・・・、扶養親族等の数に 1 を加えた数を 35 万円に乘じ て得た額に <u>32 万円</u> を加算し た額である（令 6 条の 7）。
改正	P244 発展 * 15 1 行目・2 行目	・・・、扶養親族等がないと きは <u>78 万円</u> であり、扶養親族 等があるときは <u>78 万円</u> に当 該扶養親族等 1 人につき原則 として、・・・	・・・、扶養親族等がないと きは <u>88 万円</u> であり、扶養親 族等があるときは <u>88 万円</u> に 当該扶養親族等 1 人につき原 則として、・・・
改正	P244 発展 * 16 1 行目・2 行目	・・・、扶養親族等がないと きは <u>118 万円</u> であり、扶養親 族等があるときは <u>118 万円</u> に 当該扶養親族等 1 人につき原 則として、・・・	・・・、扶養親族等がないと きは <u>128 万円</u> であり、扶養親 族等があるときは <u>128 万円</u> に 当該扶養親族等 1 人につき原 則として、・・・

	訂正箇所	訂正前	訂正後
改正	P244 発展*17 1行目・2行目	・・・、扶養親族等がないときは158万円であり、扶養親族等があるときは158万円に当該扶養親族等1人につき原則として、・・・	・・・、扶養親族等がないときは168万円であり、扶養親族等があるときは168万円に当該扶養親族等1人につき原則として、・・・

## 【2021/05/31 更新分】

## ②社会保険科目（第2分冊）

	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P242 ⑦ 保険料納付猶予制度 2行目	・・・又は50歳に達するに達する日の属する月の前月までの期間に係る保険料を免除することができる。	・・・又は50歳に達する日の属する月の前月までの期間に係る保険料を免除することができる。
訂正	P486 ② 定義（法3条1項） 2行目	・・・、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の厚生労働省令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいう。	・・・、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の内閣府令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいう。

**【2021/07/02 更新分】**

①労働科目（第1分冊）

	訂正箇所	訂正後
改正	P214 発展*3 ①～④	下記に差し替え（※下線部が訂正部分）

- ① ずい道等の建設等の仕事 **平5択**
- ② 建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。③において同じ。）に吹き付けられている石綿等（石綿等が使用されている仕上げ用塗り材を除く。）の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事
- ③ 建築物、工作物又は船舶に張り付けられている石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材（耐火性能を有する被覆材をいう。）等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業（石綿等の粉じんを著しく発散するおそれのあるものに限る。）を行う仕事
- ④ 圧気工法による作業を行う仕事
- ⑤ 坑内掘りによる土石の採取のための掘削の作業を行う仕事

**【2021/07/09 更新分】**

①労働科目（第1分冊）

	訂正箇所	訂正前	訂正後
改正	P308 1～2行目 （前ページから 続く <b>POINT</b> *4）	・・・、 <u>災害発生後3年以内</u> に支給すべき年金等についてその支払のつど行うこととされている。災害発生後 <u>3年</u> を経過したときは、 ・・・	・・・、 <u>原則として、災害発生後5年以内</u> に支給すべき年金等についてその支払のつど行うこととされている。災害発生後 <u>5年</u> を経過したときは、・・・

## 【2021/07/14 更新分】

## ①労働科目（第1分冊）

	訂正箇所	訂正前	訂正後
改正	P537 <b>5</b> 事業主の代理人（則73条、則78条の2） 2行目	・・・、 <u>その旨及び当該代理人が使用すべき認印の印影を所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に届け出なければならない。</u>	・・・、 <u>その旨を所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に届け出なければならない。</u>

## 【2021/07/30 更新分】

## ①労働科目（第1分冊）

	訂正箇所	訂正後
改正	P197 (1) 有害業務従事者の特殊健康診断（法66条の2項、令22条1項、特化則1項ほか） 表	(※次ページの表に差替)



有害業務	実施時期
高圧室内業務及び潜水業務	6月以内ごとに1回
放射線業務 <b>平7択</b>	6月以内ごとに1回
特定化学物質のうち一定のものを製造し、又は取り扱う業務、製造禁止物質（石綿等を除く）を試験研究のため製造し、又は使用する業務	6月以内ごとに1回 （一定の業務に係る一定の検査については、1年以内ごとに1回）
鉛業務	6月以内ごとに1回 （一定の業務に従事する者については、1年以内ごとに1回）
四アルキル鉛等業務	<u>6月以内ごとに1回</u>
有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務	6月以内ごとに1回
石綿等の取扱い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務	6月以内ごとに1回

## ②社会保険科目（第2分冊）

	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P307 確認テスト <b>解答</b> 2. 2行目	・・・、「88,000円（第1級）から <u>620,000円</u> （第 <u>31</u> 級）」までの <u>31</u> 等級に区分されている。	・・・、「88,000円（第1級）から <u>650,000円</u> （第 <u>32</u> 級）」までの <u>32</u> 等級に区分されている。

以上